

今回のテーマ： 欠損金の繰戻し還付

平成21年2月期決算より、資本金1億円以下の青色申告法人も「欠損金の繰戻し還付」が適用可能となっています。当期に欠損金が生じた場合、「欠損金の繰越控除」とどちらを選択したほうが有利になるのか、ポイントはつぎのとおりです。

① 確実かつ早期に取り戻し

繰越控除の場合、今後7年間の課税所得の発生状況によっては、期限切れ（権利放棄）となる危険性があります。

繰戻し還付を選択した場合は、確実にかつ早期に還付を受けることができ、またキャッシュフロー効果も期待できます。

② 税務調査の可能性

法人税法では、還付の手続きは「調査したところにより」行われることと規定されているため、調査の可能性が高くなります。

③ 税額の比較

前期の税額、今後7年間の利益計画等により、個別に検討してみます。

$$\text{還付される税額} = \text{前期の法人税額} \times \frac{\text{当期の欠損金額}}{\text{前期の所得金額}}$$

- ・ 前期の法人税額には、控除した所得税額・外国税額を含みます。
- ・ 当期の欠損金額の上限は前期の所得金額で、差額は翌期以降に繰越。

【設例】

前期(20年6月期)の所得8,000千円。法人税額1,760千円(22%)。

当期(21年6月期)の欠損金△5,000千円。翌期の予想所得8,000千円。

注) 平成21年4月期～23年3月期は、法人税の軽減税率が22%→18%に変更されます。

税額の比較	当 期	翌 期	税額の合計
繰戻し還付を選択した場合	△1,100 (還付)	1,440 (18%)	340
繰越控除を選択した場合	0	540 (18%)	540

→税率が前期の22%から18%と低くなったため、繰戻し還付のほうが有利になります。

*前期、試験研究費などの特別税額控除が480千円あり、法人税額が1,280千円だった場合、還付される税額は△800千円となるため、繰越控除のほうが有利になります。

→税率に変化がない場合、前期に特別税額控除があるときは繰越控除のほうが有利です。

(次ページへ)

お見逃しなく！

1. 住民税では、法人税割額の計算上、還付された法人税額を翌期以降7年間繰越し控除できます。事業税には繰戻し還付の制度はなく、当期の欠損金については繰越控除の適用を受けることになります。
2. 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を、申告書と同時に提出する必要があります。